

（科目名）**図書館利用に障害のある人々へのサービス**

前田章夫（日本図書館協会障害者サービス委員会）

はじめにー「障害者」という表記について

- ◇ 「障害者」「障がい者」「障碍(礙)者」「しょうがいしゃ」など、さまざまな表記が使われている。
- ◇ 内閣府の「障がい者制度改革推進会議」(H22)での検討でも結論出ず。
- ※ どのような表記を使用する場合でも、①特定の表記を強制しない、②発言には自覚と責任を持って使用するというのが、現在の障害者団体間の合意事項
⇒「社会的な障壁(バリア)によって被害を受けている人(者)」という意味で、「障害者」を使用する。

1. 「障害(者)」とは

1-1. 「障害者」という言葉が指し示すもの

Q1： 788万 対 5,400万

Q2： 31万 対 752万

〈参考〉人口に占める障害者比率 (20-64歳人口)	
スウェーデン	20.5%
ポルトガル	19.0%
オランダ	18.8%
デンマーク	18.5%
イギリス	18.2%
ドイツ	18.0%
日本	%
韓国	%

1-2. 障害者の人口比率の低さの背景にあるもの

- ①「障害者」は社会から〈隠された存在〉だった。〈家の中での幽閉、施設への隔離〉
↓
- ②「障害者」と係わった経験をもつ人が少ない。
↓ 〈「障害者」に対する認識は、「障害者」との多少によって大きく変化する〉
- ③ 特別な人には、特別な対策を取れば良い。
〈視覚障害者には点字図書館がある etc〉
- ④ 日本語には一般語として「障害者」という言葉しかない。

1-3. 「障害(者)」の3つのレベル

- ◎ 1980年 WHO（世界保健機関）は、「国際障害分類」採択し、障害を理解するための3つのレベルの明確化・使い分けを勧告 ⇒ しかし日本では、採用されなかった。

〈3つの障害レベル〉

「Impairment」〈機能障害〉：医学的な意味の障害

「Disability」〈機能不全／能力障害〉：医学的損傷により知覚・運動機能等がうまく機能しないという意味の障害

「Handicap」〈社会的不利〉：機能不全のために、社会生活を送る上で不利益を被るという意味の障害

◎ 2001年 WHOは「国際障害分類」を改訂し、「国際生活機能分類」を採択。

「disability」 <機能不全> → 「activity」 <活動>

「handicap」 <社会的不利> → 「participation」 <参加>

◆ 「障害者」を「身体の不自由な人」のように個人に起因すると考えるのではなく、環境との関連の中で認識しなければならない。

すなわち、環境の未整備により「活動が制限されている人」「参加が制約されている人」として理解しなければならない。

1-4. 「障害者」の定義の変化

「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に（旧：長期にわたり）日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」（障害者基本法第2条：1993年）

「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む」（「障害者の権利に関する条約」第1条：2006年）

1. 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2. 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう
(障害者基本法第2条：2011年)

1-5. 日本における「障害者」とは

☆ 日本では、法律等に規定された障害で、その認定基準に合格して、認定された人(=788万人)のみが「障害者」として認められ、各種の公的援助が受けられる。(手帳所持者は479万人)

☆ 「認定障害者」と同等の障害・社会的不利益を持っていても、法律に規定されず、法律に規定されていても、申請し、認定されないと「障害者」とは認められない

※ 日本にも、統計に表れた数字以上にたくさんの「障害者」がいる。

発達障害者/ディスレクシア、後期高齢者、高次脳機能障害者、難病患者などの大半は含まれていない。 知的障害者/精神障害者の大半も含まれていない。

※ 図書館の障害者サービスは、法律上の「障害者」へのサービスではない！

2. 「障害者」への図書館サービスの歩み

※ 「障害者」への図書館サービスの歩みは、基本的人権獲得の歴史であり、図書館が「障害者」を知り、支援しようと努力してきた歴史でもある。

2-1. 図書館と障害者（盲人）との出会い

- ◆ 日本における「盲人」に対する図書館サービスは、欧米諸国に劣らない歴史をもっている。
 - ◎1880(明治13)年：スコットランドの宣教医フォールズによる「盲人用図書室」(東京)
 - ☆ 1890(明治23)年：石川倉次が「6点式カナ点字」考案
 - ☆ 1901(明治34)年：日本点字が官報に告示される。
 - ★1868(明治元)年：ボストン市立図書館に点字部が設置される。
 - ★1897(明治30)年：議会図書館に盲人読書室が設置される。

2-2. 公共図書館でのサービスのはじまり

- ◎1915(大正5)年 東京市本郷図書館に点字文庫開設
 - 新潟県立(1919) 石川県立(1927) 徳島県立(1928) 鹿児島県立(1929)
 - 長野県立(1929) 名古屋市立鶴舞(1929)・・・
- ⇒ 全国的拡大し、昭和初期には全国各地の図書館に点字文庫や盲人閲覧室が設置された。
しかし、欧米諸国のようには発展できなかった。

2-3. 身体障害者福祉法の衝撃

- ◇ 1949年12月「身体障害者福祉法」公布。
 - これにより「盲人」は公共図書館から排除された。〈図書館法公布 1950年〉
- ◇ 更生援護施設のひとつとして「点字図書館」を規定。
 - ⇒ 公共図書館に設置された「点字文庫」「盲人閲覧室」は一気に公共図書館から分離された。

※ 点字図書館の〈図書館〉としての発展が止まってしまった！
加えて、「盲人」には「点字図書館がある」として公共図書館がサービスを止める理由に。

2-4. 公共図書館の発展と「障害者」

- ◇ 日本の公共図書館は1960年代後半から急激に変化した。
 - * 1963(昭和38)年『中小都市における公共図書館の運営(中小レポート)』刊行
 - * 1970(昭和45)年『市民の図書館』刊行
- ◇ しかし、「すべての人に、すべての本を」といったスローガンの〈すべての人〉の中に「障害者」は含まれていなかった。

※ 当時の図書館(員)に「障害者」の存在が見えていなかった。

2-5. 学生たちの自助努力とSL

- ◎ 視障学生たちは勉学のためのテキスト類の点訳や音訳を厚生省や点字図書館に求めた。
しかし「文部省管轄の図書館のやることで点字図書館の仕事ではない」として拒否された。
 - ↓
- ◎ 「スチューデント・ライブラリー」(盲学生図書館SL)の結成(1967)
1967年、卒業生たちが使用した点訳テキストなどを集めて、英国のSLに習って設立。

2-6. 公共図書館の発見、障害者の発見

- ◇ 同僚学生が公共図書館や国会図書館を利用していることを知り、自分たちも利用させて欲しいと1968-9年に東京都立日比谷図書館や国立国会図書館を訪問し、門戸開放を要求
 - ⇒ 国会図書館は受入拒否。しかし日比谷図書館は館長の英断により事務室の片隅での朗読からサービスを開始

※ 視覚障害者にとっては「(公共)図書館の発見」、
(公共)図書館員にとっては「障害者の発見」&「図書館の再発見」

2-7. 「視覚障害者読書権保障協議会（視読協）」の結成

- ◎ 公共図書館の門戸開放運動をした学生・市民たちが中心となり1970年6月に結成
 - * 1971年の全国図書館大会(岐阜)で、<権利としての読書(読書権)の保障、公的保障としての図書館サービス>を参加者にアピール。
- ◎ 視読協の最大の功績は、<与えられる読書>しかなかった視覚障害者に、<選ぶ読書>というものの存在を知らしめ、実現させたこと。

2-8. 「著作権問題」と障害者サービスの停滞

- ◎ 障害者サービスが全国的に拡大しようとした矢先の1975年2月に大きな問題が発生した。
 - ◇ 東京のK図書館での録音図書の製作・貸出について、「日本文芸著作権保護同盟」が著作権法違反だとしてクレームをつけたとの報道。
 - ⇒ 公共図書館がサービスを縮小したり、計画を中止する図書館が続出した。
 - ◇ 公共図書館等では、著作権者に許諾を得ないと、録音も、貸出も出来なかった。
 - ⇒ 以降、2009年に著作権法改正され、改善されるまで30年以上にわたりこの問題の解決のための取り組みが続けられた。

2-9. 「国際障害者年」からの再出発

- ◎ 1981年「国際障害者年」
 - ☆ 障害者の権利意識に大きな変化が生まれる。
 - ⇒ 「著作権問題」の下で苦悩していた図書館においても大きな転機となった。
- ① 障害者サービスの国際交流：IFLA(国際図書館連盟)盲人図書館会議等への参加、海外のサービス事例の紹介
- ② 聴覚障害者、知的障害者等の視覚障害者以外の障害者へのサービス拡大
- ③ 多文化サービス、病院入院患者サービス、矯正施設入所者へのサービスの紹介・開始

2-10. その後の障害者サービス

- ◎ 財政危機の中で障害者サービスも大きな壁にぶつかりながらも、新たな取り組みが地道に進められている。
 - ★ サービスの停滞・縮小（予算削減、担当職員の減少）
 - ★ ボランティアへの依存 <サービスの管理・運営全体をボランティアグループに丸投げ>
- ◇ ICT技術の活用 <DAISY,サピエ・ネットワーク>
- ◇ 盲ろう者、知的障害者、精神障害者などへのサービスについても動き始めている。

3. 障害者権利条約と図書館 ～障害者差別解消法の理解のために～

国公立大学や公立図書館などの公立の機関・施設では、平成26年4月から「障害者差別解消法」に基づき、「合理的配慮の提供」が義務化されるということで、関係機関では、慌ただしき動きとともに、「合理的配慮」という聞き慣れない言葉に対しての戸惑いが見受けられる。
※ 障害者差別解消法を理解するには、上位法である「障害者基本法」と、その基礎となっている「障害者権利条約」が求めているものを理解しておく必要がある。

3-1 障害者の意識変革と権利条約

- ◆ 1981年 国際障害者年「完全参加と平等」
 - ◆ 1990年 アメリカ障害者法(ADA)
 - ◇ ADA：障害者の権利保障を前面に打ち出し「障害者の公民権法」と呼ばれている。
 - * <障害者の自立>への意識改革を日本をはじめ、世界各地に生み出した。
- ※ 障害当事者の意識の変革に、健常者の意識がついていけない。

- ↓
- ◎ 2006年12月 国連総会で「障害者の権利に関する条約(略称・障害者権利条約)」採択
※ 2001年から世界の障害者団体による共同運動の成果として採択された。

3-2. 障害者の権利に関する条約

<Convention on the Rights of Persons with Disabilities>

- ◎ 障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする<世界人権宣言(1948)>や<国際人権規約(1966)>に準ずる国際的原則
- ◎ 法制度、社会制度など、あらゆる分野における障害者の参加を阻害する要因の除去を国として約束するもの。

- ↓
- ◆ 日本においても条約の国会批准に向けて関係法の改定作業が続けられた。

3-3. 「障害者権利条約」の4つの基本的考え方

- ① 「合理的配慮」により、障害者に実質的な平等を保障する。
- ② 意図的な区別や排除、制限だけでなく、意図的でない場合でも結果的に不平等になることは差別である。
- ③ 障害(者)を特定せずに、社会参加ということをして社会環境との関係で考える。
- ④ 障害のない人と同じように建物や交通機関の利用、情報やコミュニケーションサービスを得ることができるかどうかなど、「アクセシビリティ accessibility」を重視する。

※ この考え方が「障害者差別解消法」の根底にある!

3-4. 「障害者権利条約」批准に向けての取り組み

- ◎ 日本政府は2007年9月の条約署名以降、批准に向けて各種法令の見直し作業を続けた。
- ☆ 「著作権法」 <2009年6月公布>
 - ※ ☆ 「障害者基本法」 <2011年8月改正公布>
 - ※ ☆ 「障害者総合支援法」 <2012年6月公布>
 - ※ ☆ 「障害者差別解消法」 <2013年6月公布>
 - ☆ 「障害者雇用促進法」 <2013年6月改正公布>
 - ☆ 「学校教育法施行令」 <2013年9月公布> など

↓

「障害者権利条約」の批准<2014年1月>

3-5. 「障害者基本法」2011(平成23)年の改正

- ① 「障害」のとらえ方の変更(第1条)
これまでは「障害者と非障害者を分けたうえで」障害者の自立と社会参加を支援することが目的。
⇒ 改正法では「障害」の有無にかかわらず、一人の個人として尊重したうえで、自立と社会参加を支援することになる。
- ② 「障害者」の定義の変更(第2条)
「発達障害」が新たに精神障害の枠組みの中に含むとともに、「障害」のもつ意味を変更した。
- ③ 「差別の禁止」規定の明確化及び「合理的配慮」の考え方の導入(第4条)
「障害を理由とした差別や権利利益の侵害の禁止」だけでなく、「社会的障壁」を取り除くための合理的配慮を行わなければならない。
⇒ この基本原則を具体化するために制定されたのが「障害者差別解消法」である。

3-6. 「障害者差別解消法」の概要

正式名：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（略称・「障害者差別解消法」）

公 布：2013（平成25）年6月、法律第65号

施 行：2016年4月予定

※ 障害者基本法第4条の規定を具体化するために制定された。

障害者差別の解消に向けた国の「基本方針」（2015年2月閣議決定）や「対応指針」の策定を待って施行する。

3-7. 障害者差別解消法の特徴

- (1) 国や自治体に、障害を理由とした差別を解消する施策をつくり、実行するように求める。
- ※(2) 特定の障害で、のけ者にするような差別的な扱いは禁止する。
- ※(3) 負担が重すぎない限り、障害に配慮する「合理的配慮」をしないことは差別に当たる。
- ※(4) 国、自治体など公的機関には合理的配慮をする義務を課す。
- (5) 民間企業には、合理的配慮について努力義務を課す。
- (6) 配慮を欠く企業には、行政機関が助言や指導、勧告し差別の解消を目指す。

◎ 障害者差別解消法に現場の図書館員が対処する場合、以下の3本柱を理解することが重要。

[1] 障害を理由とする差別の禁止（義務）

[2] 合理的配慮の提供（義務）

[3] 環境の整備（努力義務）

[1] 障害を理由とする差別の禁止（義務）

<基本方針(不当な差別的取り扱いの基本的考え方)>

正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所などを制限する、障害のない者に対しては付さない条件を付けるなど、障害者と障害のない者との異なる取り扱いにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止。

⇒ 障害者を障害のない者と比べて優遇する取り扱い（いわゆる積極的改善措置）、障害者に対する合理的配慮の提供による障害のない者との異なる取扱い・・・は、不当な差別的取扱には当たらない。



- ◆ 障害者に対する直接的侮蔑行為（文書、口頭、メール、示威行動など）、嫌悪行為は勿論のこと、間接的な同様の行為の禁止。 ⇒ 防止に向けた積極的啓発活動の実施
- ◆ 障害を理由とした講演会・研修会等への参加の拒否・制限の禁止
⇒ 手話通訳者の手配が出来ない、点字の資料が用意出来ない等は理由とならない。
- ◆ 障害の種別・程度による制限の禁止
⇒ 「対面朗読」「宅配」の対象者を特定の障害者に限定しない。

<参考> [内閣府本府における・・・対応要領案より]

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害があることを理由に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由に対応の順序を劣後させる。
- 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む
- 障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む
- 事務・事業の遂行上、特に必要でないにもかかわらず、障害があることを理由に来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付ける。

[2] 合理的配慮の提供（義務）

◎「合理的配慮」とは、

・・・権利条約における合理的配慮の定義を踏まえたものであり、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。 <「基本方針」より>

※ 障害の特性や具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高い。またその内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わりうる。

◎「合理的配慮」実施のための条件

- (1) <意思の表明>があった場合
- (2) <負担が過重>でないとき

※ 当該障害者の性別・年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

◎「意思の表明」とは、

・・・具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む）、点字、拡大文字、筆談、実物の提示、身ぶりサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられる。また、本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。（「基本方針」）

※ 図書館には、「意思の表明」を受け止められる感受性が求められる。

◎「過度な負担の基本的考え方」

・・・過度の負担については、行政機関等において、個別事案ごとに、下記の各要素を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的に判断する。行政機関等が過度の負担と判断した場合には、障害者にその理由を説明すること。

- ◆事務・事業への影響の程度、
- ◆実現困難度(人的・体制上の制約、物理的・技術的制約など)、
- ◆費用・負担の程度、 ◆事務・事業の規模、 ◆財政・財務状況

※ 図書館・行政の勝手な判断は禁物。障害者に理解されなければ、裁判の可能性もある。

◎「合理的配慮」は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。

・・・代替措置の選択を含め、双方の建設的対話による相互理解の中で柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わりうるものである。（「対応方針」より）

※ 障害者の実質的な平等を実現するための手段であることを忘れてはならない！

[3] 「環境整備」について <努力義務>

「障害者差別解消法」

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

※ 環境整備：施設の改善、インターネット環境などの設備の整備、職員に対する研修など

◎ 環境整備の具体例

- ◆ 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。（「権利条約」9条）
- ◆ 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。（「権利条約」9条）
- ◆ 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。（「権利条約」21条）

※ この環境整備は「努力義務」とされているが、以下の記述に注意しなければならない。

「合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化や情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。（「基本方針」より）

※ すなわち、バリアフリー化や情報アクセシビリティ環境の整備等の環境整備は、整備されていることが前提とされている。

■ 「障害者差別解消法」が求めている行動

- ※ 障害を理由とした差別の全面的撤廃を前提として
 - (1) 施設・設備、情報環境の整備／バリアフリー化
 - (2) 図書館の運営ソフト・ノウハウを見直す。
 - (3) 障害の種別、程度による対応の違いを見直す。
 - (4) 障害当事者の企画・運営への参画。

(1) 施設・設備、情報環境のバリアフリー化

※ 「合理的配慮」以前の基礎整備のひとつ。未だ整備できていなければ、合理的配慮の中で優先的に整備を進める必要がある。

- ◇ 障害の有無に関わらず、利用者の図書館利用を保障する施設・設備を作り出す。
 - ★ 問題点の有無を網羅的にチェックし、優先順位を付けつつ、改善を施していく。
 - ★ サポートできる人的体制を構築する。（職員、ボランティア、専門機関との連携など）
- * 図書館へのアクセスの整備、安全性の確保
 - ・・・物理的整備、ヒューマン・アシスタント、定期的なアクセス路点検など
- * 図書館内での移動、施設・設備利用のバリアフリー化
 - ・・・物理的整備、ヒューマン・アシスタント
- * 利用者等とのコミュニケーションの保障
 - ・・・ヒューマン・アシスタント(手話通訳等)、物理的整備

- * 図書館資料・情報へのアクセスの保障
 - ・・・館内案内・書架見出し等の整備、ウェブ環境の整備、ウェブ・アクセシビリティの確保等

(2) 図書館の運営ソフトを見直す。

従来の図書館の運営ソフトや利用者のためのサービスのノウハウの多くは健常者を対象に作られてきた。障害の有無に関係なく利用できるものに作り替える必要がある。

＜ユニバーサルデザイン化を図る＞

- ◇ 講演会等のイベントについては、多様な障害者の参加を前提に準備する。(事前広報、安全対策なども含む)
- ◇ 手話通訳や要約筆記等の準備を忘れない。

(3) 障害の種別、程度による対応の違いを見直す。

- ◇ 障害の種別・程度によってサービス内容に格差を設けてはならない。
 - ★ 個々のサービスが、その人にとって有効であるかを検討し、有効でなければ有効な方策を本人と相談しながら修正していく。(合理的配慮)
- ◇ 「障害者手帳」の所持を前提としない。

「障害者手帳」の取得者は、視覚障害者・聴覚障害者で80%前後？ 知的障害者・精神障害者は20%前後？ 発達障害者の場合は10%未満？と推測される。

参考] 「障害者手帳」は一種類ではない。

- * 身体障害者(視覚・聴覚・肢体・内部・HIVなど)・・・「身体障害者手帳」
- * 知的障害者・・・「療育手帳」

(県により「愛の手帳(東京都など)」「みどりの手帳(埼玉県)」「愛護手帳(青森県など)」など、名称も判定基準も異なっている。)
- * 精神障害者・・・「精神障害者保健福祉手帳」(単に「障害者手帳」と呼ばれている。)
 - ※ 発達障害者、高次脳機能障害者などは、精神障害者に含まれることになったが、申請者は多くない。

(4) 障害当事者の企画・運営への参画

- ◇ 障害者を対象とする企画・運営(イベント等)には、企画段階から必ず障害者を加える。
- ◇ 図書館協議会等の図書館運営委員に障害者を加える。

※ そのためにも、日常的に障害当事者や家族の会、支援する会などの関係者との交流が不可欠である。(参画してもらうための大前提は、図書館を知ってもらうこと)

※ 障害者に係わることを、障害者を抜きに決定してはならない。

4. 障害者サービスを見直す

4-1. 障害者への資料・情報の提供の意味

- [1] 図書館における障害者への資料・情報の提供(障害者サービス)は、視読協の運動にみられるように、人権保障(読書権の保障)として誕生し、今も取り組まれている。
- [2] 図書館は、障害者への人権保障を図書館資料や情報の処理・提供の面からサポートするための「社会的システム」の一つである。 <社会的リハビリテーション機能>

4-2. 図書館サービスの原点を見直すー 公共図書館の基本機能を生かした人権保障

※ 公共図書館の基本機能である資料・情報の収集、整理、提供は、障害者に対しても同じ！
但し、健常者と同じ方法では機能を果たせない。

※ 「障害者」が必要とするものを、その人が活用できる形で提供できるように努力することが求められている。

◎ しかし現状は、図書館員の多くが、サービスの前提である、障害者のこと、障害者の置かれている状況などを知らない。

「利用者を知り」「資料を知り」「利用者と資料を結びつける」

という図書館員としての基本が、障害者へのサービスにおいては未成熟なため、まずはその基本の確立に努める必要がある。

4-3. 利用者を知るー利用者の障害を知る

◆ これまでは、肢体障害、視覚障害、聴覚障害などの一部の「障害者」についての部分的知識しかなかったのでは？

◆ 知っているはずの「視覚障害」や「聴覚障害」についても、多くの＜誤解＞を含む、表面的な知識しかなかったのではないか？

※ サービスの充実のためにも、障害の特性や「障害者」を取り巻く環境について、より詳しく知る努力が求められている。

4-4. 「視覚／聴覚障害(者)」への誤解の例

◇ 視覚障害者はみんな「点字」が分かる。

◇ 聴覚障害者はみんな「手話」ができる。

◇ 聴覚障害者は手話が出来なくても唇の動きを読めるのでコミュニケーションに不自由ない。

◇ 難聴者は補聴器をつければ聞こえる。

◇ 聴覚障害者は目が見えるから文字の読み書きに不自由ない。

◆ (視覚)障害者へのサービスは、点字図書館に任せれば良い。

[参考] 視覚障害者と点字

◎ 視覚障害者＝点字使用者ではない！ 点字が使えるのは視覚障害者の約10%

★視覚障害者全体の点字習得数

点字ができる 32,000人 (10.6%)

点字ができない 229,000人 (76.1%) 回答なし 40,000人 (13.3%)

★うち1級2級の重度障害者数(179000人)

点字ができる 31,000人 (17.3%)

点字ができない 133,000人 (74.3%) 回答なし 15,000人 (8.4%)

[参考] 聴覚障害者と手話

◎ 聴覚障害者＝手話ではない！ 手話が使えるのは聴覚障害者の約14%

★聴覚障害者全体の手話習得数

手話ができる 43,000人 (14.1%)

手話ができない 209,000人 (68.8%) 回答なし 52,000人 (17.1%)

★うち1級2級の重度障害者数(94,000人)

手話ができる 35,000人 (37.6%)

手話ができない 47,000人 (50.5%) 回答なし 11,000人 (11.8%)

[参考] 手話の種類 <手話は一つではない！>

- ◇ ろう者が主に使う「日本手話」と、難聴者が主に使う「(日本語)対応手話」がある
- [日本手話] 日本語とは異なる独自の文法と構文をもった言語。非手指動作（表情や頭部の動き、口型など）が重要な意味を持つ。
- [対応手話] 日本語と手話とをほぼ一対一に対応させたもの。基本文法が日本語のため、非手指動作はほとんど使われない
- ※ ろう学校においては、長い間、手話は認めず、禁止されていた。口話法(口の形を読む)が中心だった。

[参考] 点字図書館とは

- ◎ 点字図書館（＝視覚障害者情報提供施設）に対する大きな誤解
- ◇ 「図書館」という名称はついているが、資料の保存や貸出を主とする図書館ではない。あくまでも福祉施設（更正援護施設）である。
- ◇ 点字・録音資料の貸出以外にも、視覚障害者用用具の販売やレクリエーションの企画・支援などを主たる業務とする福祉施設である。（公共図書館とは設置目的が違う）
- ◇ 点字図書館の主たるサービス対象者は、重度の視覚障害者である。（視覚障害者の8割を占める弱視者や子どもは主たる対象者とはしていない）

4-5. 「視覚障害(者)」とは

- ※ 「視覚障害」は視力や視野の障害だけではない
- ◇ 視力障害：メガネなどで矯正しても、視力がある一定以上はでない状態。
- ◇ 視野障害：目の見える範囲が狭い(狭窄)、両端が欠けたり、上下が欠けたり(半盲)、中心部が欠けたり(暗点)する状態
- ◇ 色覚障害：特定波長の色が認識できなかつたり、特定の色が別の色に見える状態のこと。
- ◇ 光覚障害：暗くなると見えなくなつたり(夜盲)、逆に明るい見えなくなる(羞明[シウメイ])、また明暗の順応が遅い明暗順応障害もある。
- ◇ 眼振障害：眼球が本人の意志に関わりなく、不随意震動する障害。焦点が定められない。

4-6. 「視覚障害者」の障害(社会的不利)

- ◎ 視覚障害者が抱える日常生活や図書館利用上の不便・不都合の例
- * 文字(墨字)が読めない、読みにくい。
- * 人の顔が判別できない、判別しにくい。
- * 方角・方向・距離がわからない、わかりにくい。
- * ものの置き場・形がわからない、わかりにくい。
- * 色が判別できない。
- * 暗いと見えない。明るすぎると見えない。 etc.

4-7. 「聴覚障害(者)」とは

- ◎ 「聴覚障害」とは、何らかの原因により音が聞こえない、聞こえにくいために、日常生活や就労などの場で、不自由を強いられる障害のこと。「ろう」「難聴」「中途失聴」に大別
- ◎ 聴覚障害の種類
- ◇ 伝音性難聴：外耳・中耳の障害による難聴。音が伝わりにくい障害。補聴器などにより改善可能
- ◇ 感音性難聴：内耳、聴神経、脳の障害による難聴。音が歪んだり響いたりして、言葉が明確に聞こえない。（老人性難聴も多くは感音性難聴の一種）
- ◇ 混合性難聴：伝音性難聴と感音性難聴の両方の原因をもつ難聴。

4-8. 「聴覚障害者」の障害（社会的不利）

◎ 視覚障害者が抱える日常生活や図書館利用上の不便・不都合の例

- * 障害のあることが一見してもわからない。
- * 知りたいことが聞けない。〈特に発語障害を持つ人〉
- * 放送や呼びかけにも気づかない。音によって周囲の状況を把握・判断できない。
- * コミュニケーションの方法が理解してもらえない。
- * 漢字や日本語の構文がわからない。

4-9. 「発達障害(者)」とは

◎ 定義：「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」
（「発達障害者支援法」第2条）

- ◆ 発達障害に関する研究は始まったばかりで、障害の範囲も確定されていない。従って、対象となる発達障害者数も確定されていない。（人口の6～10%と推測されている。）

4-10. 「ディスレクシア(Dyslexia)」とは

◎ 学習障害の一種で、難読症、識字障害、読み書き障害ともいう。知的能力及び一般的な理解能力などに特に異常がないにもかかわらず、文字の読み書き学習に著しい困難を抱える障害。最新の研究では、脳での情報処理の仕方の違いが原因していると考えられている。

[ディスレクシアの著名人] <作家> アガサ=クリスティ

<映画関係> トム=クルーズ、S.スピルバーグ(監督)

<科学者> トーマス=エジソン、アインシュタイン

<政治家> J. F. ケネディ、ウインストン=チャーチル etc.

◎ ディスレクシアには様々な症例がある。

- ☆ 目から入った情報が記憶に残らない
- ☆ 例えば、2つの文字の違いが分からない
- ☆ 文字や単語の理解に非常に時間かかる
- ☆ 読むことはできるが書くことはできない
- ☆ 文字の並びが歪んで見える
- ☆ 文字自体が二重に見える etc.

◇ 利用者の障害がどのようなものかを見極め、それに対応出来る方法でサービスを行わなければならない。

4-11. ディスレクシアと図書館

◇ 落ち着いた、自分のペースで読書できる環境を整備する。

- * 一人一人の障害の状況に合わせて提供する資料を選ぶなど、柔軟な対応が必要。
- * 特に、マルチメディアDAISYの有効性を理解すること。
- * マルチメディアDAISYの他、音声資料や拡大文字資料など、多様な資料の可能性を追求する。

4-12. 知的障害者とは

◎ 知的障害とは、① 知的機能に制約があり、② 適応行動に制約を伴い、③ 発達期に生じる障害であること、という3点で定義されるが、一般的には金銭管理・読み書き・計算など、日常生活や学校生活の上で頭脳を使う知的行動に支障があることを指す。

知能指数（IQ）で70以下とすることが多い。また通常、事故の後遺症や痴呆といった発達期以後の知能の低下は知的障害としては扱われない。

※ 知的障害者も本が好き！ 本や雑誌を読む！

4-13. 知的障害者の読書における問題

- ☆ 文字が読めない人が多い
- ☆ 読めても内容の理解が難しい人が多い
- ☆ 今あることや経験したこと以外について、想像したり考えることが難しい人が多い
- ☆ 集中時間が短い傾向がある
- ☆ 興味が拡がりにくい
- ☆ 加齢にともなって、生活年齢と発達年齢の差が開いていく

5. 『図書館利用上の障害』とは

5-1. 「図書館利用に障害のある人々へのサービス」

- ◎ 「図書館が、多様な身体的・環境的条件を持つ人たちのニーズに応えられるだけの、多様な資料、多様なサービス手段、多様なコミュニケーション手段、施設・設備の整備といった環境を整えていないために、図書館利用に際して障害を受けている人々へのサービス」
- ◎ 図書館利用の権利を持っている利用者に対して負っている「図書館側の障害」として捉えなおすことができる。つまり、
障害者サービスの目標は、この図書館側が負っている「障害」を取り除いていくことにある。

※ 障害は「障害者」にあるのではなく、図書館にこそある。

5-2. 図書館利用上の4つの「障害」＜図書館が作り出しているバリア＞

- ① 物理的なバリア
 - ② 資料をそのままでは利用できないというバリア
 - ③ コミュニケーションのバリア
 - ④ 心理的なバリア
- ※ この4つのバリアの解消(=アクセシビリティの保障)が、「障害者サービス」の目的・目標

5-2-1. 物理的な障壁：施設・設備の不備によるバリア

- ◇ 図書館の入口や館内に階段や段差がある。
- ◇ 書架の間隔が狭くて、車イスでは入れない。
- ◇ 書架が高くて、上段の本が取れない。(書架の下段の本が取れない)
- ◇ 照明が暗くて、字が読めない。(照明が明るすぎて字が読めない)
- ◇ 掲示板やポスターの字が小さくて読めない。(ポスターの赤い字や緑の字が見えない)
- ◇ タッチ式のOPACのボタンが押せない。

5-2-2. 資料をそのままでは利用できないというバリア

- ◇ 目が見えないので、墨字の本が読めない
- ◇ 活字が小さいので本が読めない
- ◇ 本に光が反射し眩しくて読めない
- ◇ 漢字がわからない
- ◇ ビデオの音が聞こえない

5-2-3. コミュニケーションのバリア

- ◇ 視覚障害者から点字の文書が届いたが、点字が読める職員がいない。
- ◇ 聴覚障害の利用者がカウンターにやってきたが、手話ができないので対話ができない。
- ◇ 言語障害の利用者がやってきたけれど、何を言っているのか聞き取れない。
- ◇ 外国人の旅行者がやってきたけれど、外国語ができないので対話ができない。

5-2-4. 心理的な圧迫というバリア

- ◇ 図書館の建物が入るのを拒否するような雰囲気醸し出している
- ◇ 職員が自分を無視している。睨みつけられた。
- ◇ 不審者に間違われて詰問された。

- ◆ このような個々の利用者が抱えるバリアを早く認識し、不備を改善して、一人一人の図書館利用を保障する取り組みが障害者サービス。

6. 資料を知る ～さまざまな「障害者」に利用してもらえる資料とは～

◎ これまで障害者サービスで提供してきた資料

- * 点字(訳)図書：(重度の)視覚障害者
- * 録音(テープ)図書：視覚障害者
- * 拡大写本、大活字本：視覚障害者(弱視者)
- * 手話(字幕)付きビデオ：聴覚障害者
- * さわる絵本・布の絵本：視覚障害、知的障害児
- * 点訳絵本：視覚障害児(者)

- ※ 資料と利用者(障害者)を疑問を感じることなく、固定的に結びつけていたのではないのか？

6-1. 障害特性にあわせた資料

◎ 障害特性に合わせた資料やサービス方法の開拓・活用が求められている。

理念は「One Source Multi Use」

- ★ 障害別に資料があるのではなく、その人の障害にあう資料を横断的に見つけ出し、製作し、活用していくことが求められている。

6-2. DAISY(デイジー)

DAISY(デイジー)：普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのアクセシブルな情報システム

Digital Audio-based Information System

⇒ Digital Accessible Information System

- ※ DAISYという媒体はない。圧縮方式の一つ

- ◆ 視覚障害者だけでなく、印刷物を読むのが困難な人々(print disability 読字障害者)のために製作されるデジタル録音図書の国際標準規格として作られたが、今ではマルチメディア対応の情報システムに進化している。仕様は全て公開

6-3. DAISYの種類

① 音声DAISY(音声のみ)

日本の視覚障害者が利用している図書の多くがこの種類(カセットテープ方式の代替)

② テキストDAISY(TEXTのみ)

構造化されたテキスト(DAISYフォーマット)によるDAISY図書。合成音声などを利用してDAISY図書を再生する。MSワードで作成も可能

③ マルチメディアDAISY(音声・TEXT・画像等)

構造と完全なテキストのあるDAISY図書。音声とテキスト(画像等)がシンクロ(同期)している。

6-4. 「LL (エルエル)ブック」

- ◇ LLは、スウェーデン語のLättläst(やさしく読める)の略
⇒ LLブック＝「やさしく読める本」
- ◇ 知的障害、自閉症などの読書が困難な人たちが読書を楽しみ必要な情報を得ることができるための本。
- ◇ 生活年齢に応じた内容がわかりやすく書かれた本
- ★ スウェーデンでは、国が積極的にLLブックの支援を実施しており、年間数十冊ずつ出版。

6-5. 障害者サービス充実に向けての資料の課題

- ◎ 資料製作能力をつける
 - ☆ 多様な資料を製作できる能力をつける。(DAISY、さわる絵本・布の絵本、拡大文字本など)
 - ☆ 製作グループの横の連携。(限られた人的資源の有効活用：製作着手情報の共有)
- ◎ 資料の共有化及びその活用をはかる
 - ☆ 資料の共通検索システムの構築&相互貸借システムの構築(公共・学校図書館・子ども文庫を含む)
 - ☆ オンライン利用システムの構築(「サピエ図書館」のようなシステム)

7. 「利用者と資料を結びつける」(サービス方法)

資料・情報と利用者(障害者)を結びつける方法は、利用者一人一人異なる。そのためには図書館が提供するサービス方法の多様性と柔軟性が求められる。

7-1. 対面朗読(音訳)サービス

- ① 対面朗読の対象者は視覚障害者だけではない。
⇒ 学習障害者や知的障害者、聴覚障害者、高齢者など、対面朗読が有効な人は多い。
- ② 対面朗読の資料は図書館蔵書だけではない。
⇒ 障害のある利用者が求める資料・情報を「図書館の蔵書に限る」といった枠を設けて制限することがあってはならない。(その利用者にとって極めて必要度が高いものもある。)
⇒ ビジネス支援などにおいて、図書館蔵書以外の資料・情報を提供するの当然のサービス
- ③ 朗読(音訳)に当たっては、利用者の理解、要望に合わせた音訳を行う。〈やさしく読む、漢字の解説、英語のスペルなど〉
- ④ 利用者が必要な時にサービスできるように、音訳者等が待機するようなシステムが望ましい。
- ⑤ 必要に応じて持ち込みの資料・文書などの読み書きの支援も行う。
〈公共機関としての図書館の義務として〉

7-2. 郵送貸出サービス

- ◎ 郵送貸出の実施にあたっては、資料利用後の返送方法のこともセットにして検討する必要がある。利用者に負担を強いる制度は利用が長続きしない。郵便局による集荷サービスの実施を依頼する。
- ◎ 郵送料は往復ともに自治体(図書館)が負担することが必要。
⇒ 重度身体障害者には郵送料の割引制度があるが、学習障害者、精神障害者等には割引制度は適用されない。〈自治体負担となる!〉

7-3. 自宅配本サービス

- ◎ 自宅に入り込むことになり、利用者や家人のプライバシー、個人情報保護には細心の注意が必要。
- ◎ 必要に応じて、利用者宅でのよりきめ細かなサービスを展開することも可能となる。
〈対面朗読、読み書き情報支援など〉

7-4. 読み書き(代読・代筆)情報支援サービス

- ◎ 高齢者や障害者など、読み書きに困難があるために、日常生活情報の摂取に支障をもつ人のために、公的に代読や代筆などの文字情報支援を行うサービス。
 - ★ 図書館だけでなく、公民館や福祉センター、金融機関、鉄道の駅などあらゆる公共機関で取り組むべきもの。
- ◎ 「読み書き支援」から見えてきた図書館サービスの大きな課題
 - ※ 図書館は「文字の読み書きができる人」のみをサービス対象にしてしまっていたのではないか？
 - ★ 「読み書き」ができないために、自分は図書館とは縁がないと思ってきた人たちにきちんと対応してきただろうか。気がつかないうちに利用者の切り捨てを行ってきたのではないか？

8. 障害者サービスを始めるために一何から始めるか

8-1. 図書館を知ってもらう、図書館に来てもらう

- ① 障害者のもとに出かける。
 - 当事者本人・当事者団体・支援グループのもとを尋ねて現状を聞き、図書館として何ができるか、何を求められているか、その可能性を探る。
 - ※ 図書館を信用してもらうことが大切。そのためには継続的な話し合いが不可欠
- ② わかりやすい利用案内を作り、配る
 - 大きな文字、わかりやすい簡潔な文章、図書館が役に立つ、有益なことを知らせる内容の利用案内 → ルビ付き大活字版、LLライト版、手話・字幕付きビデオ版、など

8-2. 図書館にある資料・情報を知ってもらう

- ★ 市販のLLブック、点字絵本等の購入
- ★ 資料展示・常設コーナーの設置
 - ☆ LLブック、さわる絵本、布の絵本、
 - ☆ 音声DAISY・マルチメディアDAISY
 - ☆ 手話・字幕入りビデオ など
- ◇ 「昔のふるさとの写真展」などを開催すると、図書館に来たことのない高齢者が訪れることが多い。そうした機会を活用する。

8-3. 資料を利用・借用するための方策を考える

- ① 相互貸借するための資料の所蔵機関・情報源の調査
 - ★ 近隣図書館だけでなく、全国の公共図書館、大学図書館、視聴覚障害者情報提供施設、障害児向け子ども文庫（「ふきのとう文庫」「わんぱく文庫」「てんやく絵本 ふれあい文庫」）など
- ② 「サピエ図書館」の利用

[参考] サピエ

- ◇ 2010年4月にスタートした「視覚障害者総合情報ネットワークシステム」の略称。
 - ★ 視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などさまざまな情報を提供する情報提供システム。
 - ★ 全体システムを「サピエ」、図書情報部門を「サピエ図書館」という。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会(全視情協)が運営

◇ サピエ図書館の概要

- ◎ 障害者個人でも登録・利用可能(無料、DL可能)。発達障害者などの登録も可能
- ◎ 公共図書館、大学図書館、学校図書館でも登録可能
(年会費4万円：公共図書館も100館以上参加)
- ◎ 提供資料：音声デイスリー(4万タイトル)、点字データ(14万タイトル)など。また加盟館の56万タイトル以上の資料がオンラインリクエストで利用が可能。
- ◎ ネットワーク環境を持たない視覚障害者等に対して、図書館が代わってダウンロードし、利用者に提供することも可能。

8-4. 資料製作体制・サービス支援体制の整備

- ① 資料製作ボランティアグループとの連携・育成（音訳、点訳、さわる絵本、布の絵本、拡大写本、など）
- ② コミュニケーション支援ボランティアグループとの連携・育成
 - ★ 手引き、手話通訳、点訳、要約筆記、読み書き情報支援（コンピュータ利用支援含む）

<完>